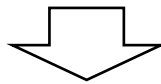


建物所有者及び解体事業者の皆様へ

【浄化槽の有無の確認】

- ◆ し尿くみ取り便槽や浄化槽の有無を確認してください。
マンホールがあったら、し尿くみ取り便槽や浄化槽でないか確認してください。

(浄化槽があったら)



【清掃完了の確認】

- ◆ 維持管理を行っている浄化槽清掃業者へ連絡し、最終清掃が済んでいるかどうか確認してください。
(維持管理を行っていない浄化槽についても必ず市町の浄化槽清掃業者に依頼してください。)



適正な処理を行わないと！



浄化槽を撤去する場合は、槽内の汚泥の汲取り（清掃・消毒）を行う必要があります。浄化槽の維持管理を行っていた浄化槽清掃業者に連絡し適正な処理を行ってください。浄化槽内に付着したし尿や汚泥をそのまま地下浸透させる行為は、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第16条に違反する行為（不法投棄）となり、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金（法人の場合は、3億円以下の罰金）に処せられます。